

(平 29. 6. 19)
総 10 - 3

政府税制調査会海外調査報告（エストニア、スウェーデン）

1. 日程等

（1）日程

平成 29 年 5 月 1 日（月）～6 日（土）

（2）出張者

中里 実 会長

林 正義 特別委員

（3）随行者

三木 文平 財務省主税局税制第一課課長補佐

吉岡 雅史 財務省主税局調査課外国調査第二係員

山内 伸隆 国税庁長官官房企画課課長補佐

圓増 正宏 総務省自治税務局企画課課長補佐

（4）訪問先

[エストニア] e-Estonia ショールーム、国税庁・財務省、情報システム庁、雇用者連盟
[スウェーデン] 財務省、ストックホルム大学、企業連盟、国税庁

2. 調査概要

今回の政府税制調査会海外調査では、経済活動の ICT 化や多様化を踏まえ、各調査国における、

- (1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組
- (2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

をはじめとする、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について聴取した。本報告書は、その概要をまとめたものである。

【エストニア】

(1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

①個人所得課税の申告手続

- ・ 紙と電子の併用による申告手続。
- ・ 納税者利便の向上等のため、2001 年から、雇用者等から集まつた情報（給与、利子、源泉徴収額、各種控除額、国内公開株式の売却金額等）を国税庁があらかじめ申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス（「記入済申告書」）を導入。記入済申告書には、事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等は記入されておらず、納税者が記入して確定申告を行う必要。

②電子化を通じた納税者利便の向上

- ・ 新興企業や中小企業の経理・税務のサポートのため、納税システムとリンクした企業会計システムを政府が提供。これにより、企業は、法人税や付加価値税等の申告書（毎月提出）の作成、電子インボイスの作成、納税等を迅速・正確に行うことが可能。
- ・ こうした環境の中、電子申告割合は非常に高い水準。所得税については、電子申告の義務はないが、記入済申告書は修正がなければクリックのみで確定申告が可能であること、モバイル端末（スマートフォン・タブレット）からも電子申告が可能であること、電子申告の場合は 5 営業日以内に還付が受けられること等の理由から、電子申告割合は 95%（2013 年）。法人税、付加価値税については、一定の要件の下、電子申告が義務化されており、電子申告割合は両税とも 99%（2013 年）。

【個人番号等の定着、オンラインの申告・納税手続】

- エストニアは比較的面積が大きく人口が少ない国であり、国民に効率的に行政サービスを行わせせるため、1991 年の独立以降、政府は電子化を推進した。（e-Estonia ショールーム）
- 1992 年にソヴィエト・ルーブルからエストニア・クローンへの通貨の変更が行われた際、内務省が国民に関する情報を集め、リストを作成し、番号を付けた。これが個人番号の始まりである。（e-Estonia ショールーム）
- 2002 年から ID カードを発行。15 歳以上の国民は取得が義務付けられており、現在、保有率は 97.9%。日本のマイナンバーカードと異なる点は、①15 歳以上の国民は取得が義務付けられていること、②住所が印字されていないこと、③番号の民間利用も自由であること等。ID カードは、教育や医療など様々な電子的行政サービスを受けるために使用でき、かつ民間会社のポイントカードとしても使用できるので、保有するメリットは非常に高い。（e-

Estonia ショールーム)

- 2002 年に e-School (学校情報を教師 (担任以外も含む)・親・生徒間で共有できる仕組み)、2005 年に世界初の国政選挙の電子投票の実施、2008 年に e-Health (医療関係者が患者の医療情報にアクセス可能とする仕組み (患者は情報の非公開も選択可能)) 等、個人番号とポータルサイトを活用した電子的行政サービスの範囲が拡大してきており、国民に根付いている。
(e-Estonia ショールーム)
- 電子化推進の際の原則として、①デジタルバイデフォルト (電子手続を原則とし、紙による手続は例外とする)、②ワンスオンリー (一旦提供された情報を再度要求しない)、③ノーレガシー (13 年周期でシステムを完全刷新する) がある。
(e-Estonia ショールーム)
- 行政機関や金融機関等は、X-Road と呼ばれる情報交換基盤を通じて、法令で許容される範囲で、十分なセキュリティの下、それぞれが保有しているデータにアクセスできる。国民は自らの情報に追加・変更があった場合、担当機関に登録するだけで済み、ワンスオンリーを実現。
(情報システム庁)
- ポータルサイトでは、自己情報が閲覧可能であり、生年月日、住所、学歴、勤務先、所有不動産、医療情報 (健康保険、かかりつけ医の名前等)、運転免許、所有車、加入年金基金等を一覧可能。また、自己情報を閲覧した人も確認可能。他者からの不適切な情報閲覧には厳しい罰則あり。
(e-Estonia ショールーム)
- 電子申告は、2000 年から、納税者の適正な申告を補助するために開始。電子申告は個人・法人とも 24 時間利用可能。法人は代表者が自分の個人番号で申告を行うが、手続により実務担当である代理人が申告を行うことも可能。国税庁のポータルサイトの画面では、納税者が個人として申告する所得税や法人の代表又は代理人として申告する法人税・付加価値税等を一覧可能。
(e-Estonia ショールーム、国税庁・財務省)
- 国税庁のポータルサイトへのログインの方法は、①ID カード、②モバイル ID (携帯 SIM カードに認証情報を保管)、③インターネットバンキング、④ユーザー ID とパスワード (国税庁から付与) の 4 種類。
(国税庁・財務省)
- 地方税は、地方自治体が独自に課すことができるが、実際にはごく僅かしか導入されていない。自治体にとって、企業の流出は大問題であり、自治体は新税を導入しない傾向にある。文化がほぼ同一であるため、地方財源である土地税を国税庁が一括して徴収するのは合理的と考えられている。
(雇用者連盟)

【記入済申告書 (給与所得者等)】

- 納税者利便の向上等のため、2001 年から、国税庁に集まる各種情報があらかじめ記入された申告書 (記入済申告書) を給与所得者等に送付する仕組みを導入。導入前は、控除については、控除関係機関から納税者に紙の領収書を交付し、それを納税者から国税庁へ送付する手続であった。記入済申告書の導入により、控除関係機関から国税庁に情報を電子的に送付するようになり、納税者にとってだけでなく、控除関係機関や国税庁にとっても、利便性が向

上した。(国税庁・財務省)

- 記入済申告書において、記入済となる項目は、給与、利子、源泉徴収額、各種控除額（教育費・寄附金・住宅ローン利子等の支払額の控除、18歳未満の子が2人以上いる場合の追加的な基礎控除等）、国内公開株式の売却金額等。他方、事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等はあらかじめ記入されず、納税者による記入が必要。(国税庁・財務省)
- 記入済申告書を修正する必要がない場合にも確定申告が必要。その場合、クリックのみで確定申告が可能であり、モバイル端末からも容易に確定申告が可能。無申告者には過料が科される。(国税庁・財務省)
- 記入済申告書に係るタイムスケジュールは、次のとおり。
 - ・ 従業員の給与情報は、雇用者から毎月、翌月10日までに提出される法人税・社会保障税等の申告書により提供される。
 - ・ 金融機関から提供される利子の情報及び行政機関から提供される登記等の情報は、X-Roadを通じて、最新情報を即時に取得可能。
 - ・ 教育費や寄附金等の控除情報は、教育機関や寄附優遇団体等から毎年、2月1日までに法定調書により提供される。
 - ・ 国税庁は提供された情報を基に記入済申告書を作成。2月上旬には、国税庁のポータルサイト上で記入済申告書を閲覧可能。
 - ・ 確定申告の期間は2月15日～3月31日。また、2月15日以降、税務署で紙の記入済申告書を印刷可能。
 - ・ 電子申告の場合、還付は確定申告から5営業日以内に受けられる。
 - ・ 追納の期限は、7月1日まで。(国税庁・財務省)
- 申告期限の2日前に、SMS（ショートメッセージサービス）・電子メールにより自動的に通知が送付される。また、申告期限の2日後にはSMS・電子メールにより無申告に係る警告が行われ、更にその10日後には過料が科される。(国税庁・財務省)
- 18歳未満の子が2人以上いる場合の追加的な基礎控除等は源泉徴収時には考慮されていないので、実際には還付申告の割合が高い。(国税庁・財務省)
- 記入済申告書に追加記入が行われることが多い項目の代表例は、初年の住宅ローン控除。初年に納税者が記入し、翌年以降は金融機関から情報を受ける。ほかには、フィンランドで生じた所得を記入するといった例も見られる。(国税庁・財務省)

【会計・納税システムの提供】

- 新興企業や中小企業の経理・税務のサポートのため、政府が会計ソフトをオンラインで提供しており、全ての個人・法人が利用可能。このソフトでは、会計情報を入力すれば、全ての税目の支払うべき税額計算と申告書作成が自動的に行われ、そのシステムからダイレクトリンクによる納付が可能。(国税庁・財務省)
- 納税手続は全て電子化されており、PCやスマートフォン等、あらゆるデバイスから利用可能。

電子納税割合はほぼ 100%であり、そのうち 73%がインターネットバンキングによるもの。
(国税庁・財務省)

- ダイレクトリンクによる納付件数は全体の 10%程度で横ばいである。2012 年に納税者に実施したアンケートでは、利用満足度は高いが、使い勝手が悪いとの意見もあったため、任意の金額を納付できるような仕組みやクレジットカード納付等の対応を検討中。(国税庁・財務省)

【電子申告・納税の推進】

- 所得税の電子申告は義務ではないが、利用率は 95% (2013 年)。電子申告であれば還付を 5 営業日以内に受けられるといったことから、電子申告割合が高い。高齢者も図書館等で PC を利用するなど ICT の活用が普及しているため、残りの 5%は、そもそも電子的手段を利用したくない人であると考えられる。(国税庁・財務省、情報システム庁)
- 従業員数 5 人超の法人は、法人税（法人所得ではなく支払配当等が課税標準）や社会保障税等に係る申告書を電子的に提出する義務がある。電子申告割合は 99% (2013 年)。申告書には、支払給与額、源泉徴収額、社会保障税額等とともに、法人税の課税標準である支払配当、フリンジベネフィット、寄附金といった項目も記入する。(国税庁・財務省)
- 電子申告義務がある法人が紙の申告書を提出した場合には、義務違反である旨が通知され、設けられた期限内に適切に申告するよう求められる。期限内に電子申告を行わなければ、無申告とみなされ、過料額 (1,300 ヨーロ (15 万円) が上限) と再度の期限を示した警告が発出される。当該法人が警告に示された期限内に電子申告を行わなければ、過料が科される。
(国税庁・財務省)
- 電子申告義務が特例的に免除される制度はない。ID カードリーダー等の電子申告のためのインフラを備えることは容易であるとの考え方から、そのための補助金も支給されていない。紙申告と電子申告で、法人課税に関する取扱いが変わることはない。(国税庁・財務省、雇用者連盟)
- 法人税や社会保障税等の申告期限が毎月 10 日であるという点について、事業者は特に負担を感じていないと考えている。事業者の手續が難しい点は、従業員への支給のうち、どの範囲がフリンジベネフィットに当たるかといった法解釈に関する判断の部分。(雇用者連盟)
- 申告の際に、証拠となる書類（領収書・請求書等）や帳簿を添付する必要はなく、それらは 7 年間の保存義務があるのみであり、国税庁が求めた場合に限って提出する。(雇用者連盟)
- 付加価値税の申告については、連續して 12 か月以上課税事業者である場合又は 5 つ超の取引内容を申告書に記載する場合には、電子申告が義務付けられている。(年間課税売上高が 16,000 ヨーロ (187 万円) 以下の事業者は免税。) ただし、正当な理由が示された場合には、電子申告義務が免除される。電子申告割合は 99% (2013 年)。(国税庁・財務省)
- 電子申告の義務化については、中小企業からも省力化の観点から要請があったため、特段の問題は生じなかった。費用対効果の観点から、申告件数が少ない税目については、電子申告

を義務化する必要はないと考えている。(情報システム庁)

【その他】

- 国税庁は、8人の電話相談体制、チャット・フェイスブック・ツイッターによる相談、税務署における講習会といった納税者向けサービスを実施。また、電子掲示板を用意し、納税者の投稿に対して職員が回答している。(国税庁・財務省)
- 紳税者からのフィードバックの大部分は、アウトソーシングにより Recommy というウェブサイトから得ている。その情報を処理する担当職員がいて、各部門に共有。実際に、納税方法に関して、フィードバックを活用した例がある。(国税庁・財務省)
- 纳税者(法人・個人)は自らの税務情報が記載された証明書(納税証明書に類似)を XML 形式で入手可能。記載される情報について、法人は、支払給与額、従業員数、付加価値税に係るデータ、EU 域内での売上高、租税債務等。個人は、所得、雇用者、受取配当額、租税債務等。この証明書は、ビジネスパートナーのバックグラウンドチェックや銀行による与信等に利用される。(国税庁・財務省)
- ICT の導入に際しては、企業がすぐに順応できない等の問題があったが、それは一過性のコストであり、企業がノウハウを学んでからはコストになっていないと考えられている。ICT の普及活動については、建設業や輸送業等、ICT の活用が遅れている産業に対して実施。(情報システム庁、雇用者連盟)
- 国として、6歳頃から IT 教育を実施しているほか、中高年者向けの IT 教育も実施している。(e-Estonia ショールーム)

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

制度の信頼性向上及び納税者利便の向上等を実現していくために必要となる各種情報が幅広く国税庁に集まる仕組みが構築されており、法令に基づき提供される情報により「記入済申告書」を作成・提供する一方、付加価値税の申告書に記載されるインボイス情報のマッチングも行い、その結果を踏まえ、申告の適正性を確認。

新しい経済への対応については、2017 年から、UBER(自動車の配車システム業者)が、運転手の同意の下、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済申告書に反映する仕組みを導入。

- ・ 個人の記入済申告書の作成に必要となる各種情報が、雇用者・金融機関・控除関係機関・行政機関等から、申告書や法定調書等を通じ、国税庁に集まる。金融機関から提供される利子や行政機関から提供される登記等の情報については、国税庁は最新情報を即時に取得可能。
- ・ 企業が申告する法人税(支払配当等に対する課税)、社会保障税、付加価値税等につ

いては、毎月、国税庁に申告書を提出。2014年から、事業者は、付加価値税の申告書に毎月1,000ユーロ(12万円)以上のインボイスを発行又は受領した取引相手についてのインボイス情報を記載。

- ・公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2014年から、国税庁において、法人・個人事業者の納税額等を、法律に基づき公表。現在は、法人・個人事業者の名前、納税額、売上高、従業員数等が四半期ごとに国税庁HPで公表されている。

【雇用者等からの情報提供】

- 記入済申告書の作成のため、雇用者・金融機関等から、法人税や社会保障税等に係る申告書（毎月）及び法定調書（毎年2月1日まで）が国税庁に提出される。また、法令に基づき、行政機関等から、基本的にX-Roadを通じて、住民登録、不動産登記、車両登録等の情報を受けている。銀行口座残高や送金に係る情報は提供を受けていない。（国税庁・財務省）
- 2017年から、UBER（自動車の配車システム業者）のサービスを利用した運転手の運転収入に係る情報を、運転手の同意の下、UBERが毎年2月1日までに国税庁に提供し、国税庁は、提供された情報を基に運転手の記入済申告書に反映する仕組みを導入。（国税庁・財務省）
- 様々な取引が電子的に行われていることは、税務情報だけを改ざんすることを困難にしている。また、電子的にデータの提供を受けるので、国税庁はマッチングを行うことが容易。（情報システム庁）

【インボイス情報の申告書への記載】

- 公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2014年から、事業者は、付加価値税の申告書（毎月、翌月20日までに提出）に、毎月合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引があつた相手に係るインボイス情報を記載。（国税庁・財務省）
- このインボイス情報を発行者側・受領者側の両方から受け取り、マッチングをすることにより、不正インボイスの問題に対応している。（国税庁・財務省）
- 合計1,000ユーロ以上の取引を申告書に記載することについて、経済団体からコストがかかるといった声がなかったわけではないが、制度を廃止すると、かえってコンプライアンスコストが増大すると考えられており、今や大きな反対はない。（雇用者連盟）

【法人・個人事業者の納税額等の公表】

- 公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2014年から、国税庁において、法人・個人事業者の納税額等を、法律に基づき公表。現在は、個々の納税額・源泉徴収額・売上高・従業員数・業種・住所等を公表。これらの情報は個人情報に該当しないという考え方である。ただし、個人事業者の場合でも、事業に係る情報以外は公表されないため、個人の所得全体が分かるわけではない。（国税庁・財務省）
- この公表制度は、経済団体など納税者側から要望したもの。経済界の中には、嫉妬の対象に

なるとの懸念や、個人の事業に係る納税額が他人に見られることに反対する意見もあったが、公表することで納税者自身の信頼性を高められ、取引先からの信用確保や税務調査回数の減少等につながることから、納税者にとってもメリットが多いと考えられていた。（雇用者連盟）

- 納税額等の公表を納税者の選択制とする案もあったが、制度が複雑になる上、公表制度の効果が薄れてしまうため、採用されなかった。（雇用者連盟）

【その他】

- 国税庁が有する納税者情報は機微な情報であることから、法定されている場合のみ、他の組織（具体的には、統計庁、エストニア中央銀行、地方自治体、検察等）に提供することができる。匿名化された税務情報は研究機関等にも提供できる。（国税庁・財務省）
- 税務調査の選定は 2000 年頃よりほぼ自動化しているが、国民から告発があった場合や新しいリスクスキームが発見された場合は調査官が選定する。選定モデルは、業種、不正スキーム（付加価値税の不正、現金支給、非合法労働等）、プロセス（付加価値税登録や債権管理等）ごとに用意している。（国税庁・財務省）
- 令状がなくても税務調査は可能。実調率は日本と同様 2～3 %。（国税庁・財務省）
- 税法違反は重犯罪と軽犯罪に分かれる。税の脱税額が 4 万ユーロ（468 万円）超と想定されることが重犯罪の必要条件。4 万ユーロ以下であれば軽犯罪に分類される。（国税庁・財務省）
- 重犯罪の捜査対象を選択する基準としては、
 - ・ ほ脱額、
 - ・ 組織犯罪か（国際的犯罪を含む）、
 - ・ 資金洗浄や汚職などほかの犯罪と結び付いているか、
 - ・ 公益性があるか、
 - ・ 犯罪の継続性や反復性があるか、といったものがある。（国税庁・財務省）
- 重犯罪が適用される場合、それを行政制裁で代替することはない。反対訴訟により判決内容が軽減されることはある。（国税庁・財務省）
- 税法違反の件数は 2015 年から 2016 年にかけて減少しているが、1 件当たりの過料額は増加。これは調査の選定対象を重要案件に絞ったことによる。（国税庁・財務省）
- 行政制裁は金銭的制裁による。また、付加価値税の申告書を 6 か月間続けて提出しなかった場合は、付加価値税登録の剥奪（インボイスの発行ができなくなる）が行われ、対象者は取引に参加することが難しくなる。（国税庁・財務省）

（備考）邦貨換算レートは、1 ユーロ=117 円（裁定外国為替相場：平成 29 年（2017 年）1 月中適用）。

【スウェーデン】

(1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

①個人所得課税の申告手続

- ・ 紙与・利子・配当は源泉徴収。金融所得を含む資本所得は分離課税であるが、税額の確定・精算手続は納税者からの申告を基にした賦課課税方式。ただし、株式のキャピタルロスは、一定割合を株式以外の資本所得から控除可能。
- ・ こうした制度を背景に、納税者利便の向上等のため、1995年から、雇用者等から集まった情報（給与、社会保険料、利子、配当、源泉徴収額、国内公開株式の売却金額、不動産税額等）を国税庁があらかじめ申告書に記入し、給与所得者等に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス（「記入済申告書」）を導入。記入済申告書には、事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等は記入されておらず、納税者が記入して申告する必要。

②電子化を通じた納税者利便の向上

- ・ 事業者の委託を受けて民間銀行が発行する電子インボイス発行システムが存在。事業者が取引内容を銀行に送付すれば、あらかじめ登録された事業者に対して、電子インボイスが送付される。電子インボイスの普及が促進されている。
- ・ こうした環境の中、電子申告義務はないものの、電子申告割合は高い水準。所得税については、記入済申告書は修正がなければクリックのみで申告可能であること、モバイル端末（スマートフォン・タブレット）からも電子申告が可能であること、電子申告の場合は紙申告の場合よりも早く還付が受けられること等の理由から、電子申告割合は77%（2013年）。法人税、付加価値税については、電子申告割合は両税とも75%（2013年）。

【個人番号等の定着、オンラインの申告・納税手続】

- 1947年に住民登録されている全国民に個人番号を付番し、1975年に法人番号制度を導入。個人番号は、納税者番号として活用されるほか、各種の社会保障給付、銀行口座開設、不動産売買、DVDのレンタルなど様々な分野において活用。（財務省）
- 国民の89%は電子サービスを利用しており、インターネット利用者の84%が電子取引を行っている。また、国民の73%がスマートフォンを保有しており、国民の55%が電子IDを保有している。（財務省）
- 2002年に所得税の電子申告を導入。現在は、モバイル端末からであってもPCのウェブサービスと全く同じ電子申告が可能。モバイル端末では、銀行IDにより本人認証を行う。銀行IDは、1人につき1つであり、銀行口座を初めて開設する時に発行される。複数の銀行口座を保有していても銀行IDは1つである。（国税庁）
- 2003年に主要銀行が共同で導入した銀行IDは、利用者750万人と広く普及しており、銀行

IDによる認証や署名は他の行政サービス・民間サービスでも幅広く利用されている。行政が銀行IDを活用した理由は、新たなシステムを国民に強いるのではなく、国民が慣れている銀行IDに行政のシステムを合わせようという考え方によるもの。(国税庁)

【記入済申告書（給与所得者等）】

- 記入済申告書の原型は、1980年代に導入された、雇用者が社会保険料（雇用者負担）を税務署に報告し労働者はそれが正しいかチェックしサインするという制度。納税者利便の向上等のため、1995年に利子収入、年金保険掛金等の情報をあらかじめ記入することとし、現在の記入済申告書の形になった。導入の理由には、記入済申告書の導入・維持コストよりも申告審理コストの方が高いという面もあった。(財務省)
- 昔から原型がある制度であるため、記入済申告書の導入に際し特段反対はなかった。対象を個人に限定しているため、導入により会計士等の仕事が奪われるとの心配は大きくなかった。ただし、承認のみで手続が終わってしまうため、納税者が自身の税負担の全体像を理解できないのではないかという議論はあった。記入済申告書の導入により、企業や銀行には報告義務が課されることになったが、企業や銀行に対する補助金の給付はない。(財務省、ストックホルム大学)
- 記入済申告書において、記入済となる項目は、給与、社会保険料、利子、配当、源泉徴収額、国内公開株式の売却金額、不動産税額等。(資本所得内で損益通算して損失が残る場合、その一定割合を勤労所得税額・不動産税額から控除可能。)他方、事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等はあらかじめ記入されず、納税者による記入が必要。(財務省)
- 雇用者は源泉徴収税額表（所得階級や地方税の税率によって異なる源泉徴収税額を計算するためのもの）に従って源泉徴収税額を決定。一方で、雇用者や金融機関等は、納税者の情報を年に1回国税庁に報告。報告に基づいて国税庁は記入済申告書を作成。申告書提出後、税額の賦課決定が行われ、納税者は源泉徴収からの差額を追納又は還付。納税は銀行口座から行われ、クレジットカードは使えない。(国税庁)
- 2か所から給与の支払を受けている場合、従業員や雇用者が税務署にコンタクトを取り、源泉徴収税額を調整する場合がある。ただし、調整する必要がある人は、超過累進税率である国税分の影響が出る高所得者であり、このような調整はあまり行われない。(所得税の国税分が課されるのは20歳以上の人の中15%程度。)(国税庁)
- キャピタルゲインについては、1997年に記入済申告書の対象にしようと国税庁が提案したが、キャピタルゲイン情報の保存期間は長期に渡るため、現実的ではないとの理由で実現しなかった。このため、現在は売却金額のみが記入済の対象である。国税庁は、数年前から、取得価額が分かる場合は併せて報告するよう金融機関に依頼しているが、取得価額の報告がなければ、納税者本人が申告の際に取得価額を記入することになる。(国税庁)
- 記入済申告書に修正がなくても申告が必要。
 - ①税務調査を行う際にサインがあったほうがよい、
 - ②申告によって行政への参加意識を持ってもらう、といった考え方。(財務省)

- 記入済申告書に係るタイムスケジュールは、次のとおり。
 - ・ 雇用者や金融機関等は、1月末までに、給与や利子等についての法定調書を提出。全部で約 6,600 万枚の法定調書が電子的に提出。
 - ・ 3月中旬から4月下旬までに約 790 万枚の記入済申告書を送付し、申告の受付を開始（2017 年は3月 21 日に電子申告の受付を開始）。
 - ・ 5月 2 日までに納税者が申告。
 - ・ 6月から 12 月にかけて税額の賦課決定を実施。電子申告であれば、ほとんどの人は6月には賦課決定通知書を受け取り、還付等の調整が行われる。（国税庁）
- 申告期限である5月 2 日までに申告しない場合は、6月中旬までに警告がある。この段階で未申告の人は納税者全体の 1 ~ 2 %で、無申告者には過料が科される。その後、9月になつても未申告の人については、国税庁が課税所得を推計し、納税者には加算税が課される。この加算税は病気など合理的理由があれば減免され得る。（国税庁）
- 2017 年の記入済申告書のデータ（5月 5 日現在）は、次のとおり。
 - ・ 国税庁が納税者に送付した記入済申告書の総数：790 万枚
 - うち 電子的に送付した数 : 110 万枚
 - うち 紙で送付した数 : 680 万枚
 - ・ 紳税者が国税庁に電子的に申告した総数 : 580 万枚
 - うち スマホアプリにより承認した数 : 100 万枚
 - うち SMS により承認した数 : 150 万枚
 - うち 国税庁のポータルサイトを利用した数 : 330 万枚
 - ・ 記入済の内容を全く修正せずに申告した数 : 600 万枚（2016 年）（国税庁）
- かつては全ての納税者に紙の申告書を送付していたが、2016 年からは、事前に電子メールによる受取を選択した人には、紙の送付はせずメール送付だけとした。これにより、紙や郵送のコストを節約している。（国税庁）
- アプリや SMS では記入済の内容を承認することしかできない。内容を修正する場合は、国税庁のポータルサイトを利用する必要。（国税庁）

【民間銀行が発行する電子インボイス】

- 電子インボイスは義務ではないが、民間銀行による電子インボイスの発行システムが存在し、電子化が容易であるため、普及している。具体的には、あらかじめ登録した事業者（発行側）が銀行に取引の内容を送付すれば、銀行が、あらかじめ登録した事業者（受領側）に対して、受領側が希望する様式で電子インボイスを発行する仕組み。消費者に対しても、消費者があらかじめこの仕組みを利用することに同意していれば、領収書の発行が可能。（国税庁）
- 民間銀行は、銀行 ID や電子インボイスなど、社会の中で大きな役割を担っている。（国税庁）
- 紙か電子かを選択できることは重要であり、電子インボイスの義務化は考えられていない。付加価値税の登録事業者は 100 万ほど存在するが、半数以上が個人事業者であり、その多くが紙媒体のインボイスを使っていると考えられる。（企業連盟）

【電子申告の利用状況】

- 全ての税で電子申告は義務ではない。PC を使い慣れていない人も多く、そうした人は外部業者に頼らざるを得ず、申告手続の費用が高額となることから、紙のオプションも残しておくことが重要であり、義務化の予定はない。（財務省、企業連盟、国税庁）
- 電子申告を促進するための政策は措置されていない。国民が電子申告をするのは、時間やコストが節約できる、還付が早くなるといった理由によるものと考えられている。還付を更に早くしてほしいという声は多くない。企業の場合は、会計ソフトが電子化しているという理由もある。（企業連盟）
- 事業者は、付加価値税の課税事業者として登録する義務があり、申告書が送られる。（事業者免税点制度はない。）申告頻度は、課税売上高により、毎月、毎四半期、毎年と異なるが、法人で最も多いのは毎四半期。事業者が望めば頻度を高くすることも可能。（国税庁）
- 代理人による税の申告も認められる。企業の場合は代理人による申告が一般的であるが、責任を持つのはあくまで企業。代理人はあらかじめ国税庁に登録されている必要がある。付加価値税と法人税で別の登録が行われるが、両方同じ代理人を登録することも可能。代理人は、日本の税理士のような試験等による資格の取得は不要。ただし、最終責任は企業が負うので、不適切な人が代理人になることは考えにくい。（国税庁）

【その他】

- IT リテラシーを高めるため、企業・イノベーション省が障害者に対して支援を行ったり、文化省が図書館で講習を行ったりしているが、高齢者向けに特化した施策はない。多くの高齢者がスマートフォンを保有しており、IT 社会に対応していると考えられている。経済団体も、PC を使い慣れていない人への ICT 支援は特に行っていない。（財務省、企業連盟）
- スウェーデンは税率が高い国であるが、だからこそ、税制や税務手続をできるだけ簡素化したり、納税者をサポートしたりすることは重要。国税庁は、早い時期からの電子化や 17 言語での税務相談など、納税者に対する様々なサポートを行っている。（企業連盟）

（2）新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

制度の信頼性向上及び納税者利便の向上等を実現していくため、国税庁に一定の情報が集まるものの、法定調書等に基づく恒常的なマッチングは行われておらず、必要に応じて、国税庁が質問検査等により取得した情報により、申告内容の適正性を確認。

新しい経済への対応については、2017 年から、UBER を含めた全てのタクシー業者について、各運転手が乗務情報を民間の報告センターに報告し、国税庁は必要に応じて、報告センターに対して情報提供を求めることができる仕組みを導入。

- ・個人の記入済申告書の作成に必要となる各種情報が、雇用者・金融機関・行政機関等から、法定調査等を通じ、国税庁に集まる。
- ・個々の取引に係る情報が国税庁に集まるわけではないが、公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2010年から、現金取引を行う事業者は、法律に基づき、政府が認証したレジを使用している。認証レジは、適正な領収書を発行するとともに、取引情報を保存する。当該情報は改ざん不可能であり、国税庁のみが読取可能。国税庁は必要に応じて、当該情報の提供を求めることが可能。
- ・歴史的・文化的に、課税所得は公開されるべき情報という考え方から、税務署で個人・法人の名前、番号、課税所得（総額のみ）等を公開。

【雇用者等からの情報提供】

- 記入済申告書の作成のために、
 - ・雇用者からは、給与収入や年金収入等の情報
 - ・金融機関からは、利子収入、負債利子、地代、配当収入、資本の売却金額等の情報が提供される。ただし、預貯金、国外財産、国外への送金といった情報は提供されない。2008年に富裕税が廃止されたので、金融資産に関する報告も廃止されている。（国税庁）
- 金融機関が情報を提供しなかった場合の罰則は特にない。ある機関が報告をしない場合、国民からなぜ記入済申告書に反映されていないのかという批判を受けるため、適切な報告を促す効果が自動的に備わっていると考える。（国税庁）
- 行政機関からは、社会保険関連、事業者登録、許認可、不動産登記、車両登録、株式取引に係る情報等が共有される。（国税庁）
- 雇用者からの給与情報の報告は、より早く正確な報告を促す観点から、2019年にかけて年次から月次にする法的プロセスが進んでいる。給与は毎月払っているので、雇用者は既に給与情報を持っており、それほど手間は増えないものと国税庁は認識しているが、小規模事業者（スウェーデンの全事業者のうち90%以上は従業員数が50人未満）には影響が出ると考えられており、そのような事業者は反対を表明している。（企業連盟、国税庁）
- 家事代行サービス費用や家屋の修繕サービス費用の税額控除に係る事業者からの報告は、電子的に行う義務がある。ともに請負先は零細企業の場合が多いが、電子的に行うことには段階の反対はなかった。（財務省）
- シェアリングエコノミー全般に対する税務上の措置はない。他方で、例えばタクシー業界では、2017年から、UBERを含めた全てのタクシー業者について、各運転手が民間の報告センターに運転状況を報告し、国税庁は必要に応じて、報告センターに対して情報の提供を求めることができるという仕組みを導入。シェアリングエコノミー全般に対応するというよりも、課税上問題が生じていると思われる業界とコミュニケーションを行い、当該業界が正しく納税できるように指導しつつ、必要に応じて情報を得られるという状態を保つことが重要であると考えている。（国税庁）

【現金取引事業者の認証レジ】

- 2010年から、現金取引を行う事業者は、法律に基づき、政府が認証したレジを使用。認証レジは、適正な領収書を発行するとともに、ブラックボックスと呼ばれる領域に、クレジットカード取引を含む全ての取引情報を保存。保存された情報の変更・読み取りは国税庁のみが可能。(国税庁)
- 認証レジの導入には3年ほど要した。認証レジを使用することについて、特段のインセンティブ措置はない。認証レジを適切に使用しているか監査が行われており、認証レジ以外のレジを使用すれば金銭的制裁が科される。また、認証レジでは、誰がその時間にレジ入力をしていたかの情報も保存され、不正を抑止。(国税庁)
- 経済団体は、認証レジについて、公平な競争を確保するという観点から賛成していた。既に自律的なシステムを構築している大企業のために、使用義務に係る免除規定・手続が存在。(国税庁)
- 一般的に、行政は、ビジネスの情報を全て把握しようとするのではなく、ビジネス側に情報を適切に保存するよう促しつつ、必要に応じてチェックするという考え方を採用している。(国税庁)

【個人・法人の課税所得等の公開】

- 国民は、税務署のPCで、自分以外の個人・法人の課税所得を見ることが可能(課税所得の総額だけで内訳を見ることはできない)。このシステムを利用した国民から、脱税の疑いがあるといった情報が国税庁に寄せられることがある。こうした情報も活用している。(国税庁)
- 課税所得の公開は、北欧の歴史的・文化的な理由からと考えられている。スウェーデンには情報公開の伝統があり、既に国民の多くがそうした状況に慣れているため、社会的に許容されている。(財務省、ストックホルム大学)

【その他】

- 国税庁は、昔は全ての取引をチェックしていたが、その後は特定のケースだけに絞るようになり、現在は、タックス・コンプライアンスという考え方を採用している。タックス・コンプライアンスとは、教育や情報提供、メディアを通じた広報等により、納税者の無意識の間違いやシステムのエラーを減らしていくというもの。その上で、本当に悪意のある部分について、税務調査等により対応している。(ストックホルム大学、国税庁)
- 税務調査はリスクのある分野に対して実施。例えば、建設業、タクシー業、医業等の分野である。調査対象の選定に当たっては、システムによる分析が行われる。租税回避は国際的な活動に多い。(国税庁)
- 質問検査権は、調査対象者だけでなく、反面調査として取引先等にも行使可能。その際には、原則として、調査対象者の具体名を示す必要。ただし、反面調査先に調査対象者の具体名を明示すると効果的な調査が阻害されるおそれがある等、国税庁が正当な理由を明示した場合

には、調査対象者の具体名を示さずに反面調査を行うことも可能。（国税庁）

- 過少申告者や無申告者で、国税庁によってその課税所得が推計された人には、最大40%の加算税が課される。また、脱税に対して、罰金や禁錮といった刑事罰が存在。刑事罰が科されるかの判断に当たっては様々な要素が勘案されるが、4万スウェーデン・クローネ（48万円）以上の損失があるかが1つの基準。（ストックホルム大学、国税庁）

（備考）邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ=12円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。

（以上）